

逗子市放課後児童クラブ指定管理者の指定について

1 選定の経過

(1) 第1回逗子市放課後児童クラブ指定管理者選定委員会

ア 開催日時 令和3年10月14日(木) 15時30分～16時30分

イ 会議内容

指定管理者の選定については、現在の指定管理者が受託後一度の更新を挟み9年以上事業を実施しているところであるが、この間に保護者会との意見交換や共通認識の醸成、問題点の聴取等を行い、個別の苦情対応等を含め、所管である保育課と共に事業運営に携わっており、法令・条例その他規定に基づき、おおむね適切に運営していることから、逗子市放課後児童クラブ条例第5条第3項「当該期間における実績及び入所児童の保護者の意見等により適切に運営されていると認められるときは、更新を妨げない」の規定により、現在の指定管理者を指名して選定審査を行うものとし、審査の結果、基準に満たない場合は、改めて公募等による指定管理者の選定を行うものとした。

また、逗子市放課後児童クラブ指定管理者募集要項(指名型)及び審査基準について審議し、1項目につき4点満点とし、全25項目100点満点の各委員の平均点が60点以上を合格とし、審査委員の過半数が0点とした評価項目が1項目以上ある場合は、その事業者は失格となることを決定した。

(2) 募集公示期間 逗子市告示第146号

令和3年10月18日から10月22日まで

(3) 申請状況

令和3年10月18日に指名団体である特定非営利活動法人波の子、株式会社創英コーポレーションから、令和3年10月20日にライクアカデミー株式会社から申請書及び申請に必要な書類が提出された。

(4) 第2回逗子市放課後児童クラブ指定管理者選定委員会

ア 開催日時 令和3年11月4日(木) 13時30分～16時30分

イ 会議内容

① 書類審査

各クラブの事業計画、入所のしおり、団体実績調書等の記載事項を中心に審査した結果、各団体のコンセプトが反映され、それぞれに特色のある運営がされて

おり、年間行事やデイリープログラムにも施設の立地や環境による各クラブの個性が表れ、概ね良好に運営されていることが認められた。また、各団体の財務状況については、協力者である税理士より、各団体とも収益性に問題はなく、短期安定性、長期持続性においても概ね良好な運営がされているとの分析、評価報告を受けた。

② 公開ヒアリング（プレゼンテーション）

特定非営利活動法人波の子、株式会社創英コーポレーションは各 10 分、ライクアカデミー株式会社は 3 クラブであることから 20 分のプレゼンテーションの後、委員からの質疑応答を実施した。各団体とも次期指定管理に向けての意欲が感じられ、各クラブの児童とのかかわり方や、集団として力を入れ取り組んでいる遊びなど、児童の生活の場としてのクラブが活発に運営されているとの報告を受け、良好な運営が行なわれていることを確認した。

③ 保護者からのアンケート結果について、保育課から報告した。

令和元年度の全体評価は各団体の「非常に良い」「良い」の回答が62.5%から96.2%であったが、令和2年度は70.7%から97.7%と上昇傾向であり、概ね良好な結果となっていることを確認した。

2 評価結果

審査対象クラブ名	指名団体名	得点 (平均点)
逗子小学校区放課後児童クラブ	ライクアカデミー株式会社	79.875
沼間小学校区放課後児童クラブ	ライクアカデミー株式会社	80.75
久木小学校区放課後児童クラブ	ライクアカデミー株式会社	81.125
小坪小学校区放課後児童クラブ	特定非営利活動法人波の子	78.5
池子小学校区放課後児童クラブ	株式会社創英コーポレーション	72.125

各指名団体の平均点が 60 点を超えていること及び各評価項目において、委員の評点の平均が 0 点の項目がないため、全ての団体を指定管理者候補者として選定した。

放課後児童クラブ指定管理者選定委員会委員等名簿

委員長	教育部長
副委員長	教育部次長（子育て担当）
委員	学校教育課長
委員	保育課長
アドバイザー	小学校校長会代表
協力者	税理士

逗子市放課後児童クラブ指定管理者選定委員会運営規程（平成 28 年
逗子市訓令第 20 号）